

第2章 地方行政制度改革の方向性

1 都道府県合併と道州制の評価

前記「3 都道府県再編のあり方」を踏まえると、都道府県再編のパターンとしては、都道府県合併と道州制が考えられるが、両者の大きな違いについては、国の地方支分部局の行っている地方行政の大半を自治体化して住民や地方議会の監視におくかどうかである。都道府県合併は、国からの一定の権限移譲の受け皿となり、また、区域の拡大や行政の効率化につながるものの、国の地方支分部局との統合がない場合は、都道府県域を越える広域ブロック単位の戦略を描き、中心となって推進する総合的な行政主体が存在しないこととなり、従来の縦割り行政が残ることとなる。

こうしたことから、我々が目指すべき地方分権の実現を図り、地域自らが地域の個性を発揮する個性豊かで活力ある地域社会の創造、広域的な行政需要への迅速かつ的確な対応、また、国と地方の二重行政の解消による行政運営の一層の総合化・効率化などの観点から、国の地方支分部局や都道府県に代わる新たな広域自治体の姿として、できるだけ早期に道州制(第27次地方制度調査会答申で示されている自治的道州制)を目指すべきである。

2 道州制導入の検討にあたって

なお、道州制の実現にあたっては、道州の仕組みや設置手続については国の法律で定めることが必要と考えるが、具体的な制度設計をどのように考えるのかについて、詳細な検討が必要である。

第28次地方制度調査会では、

- ・ 道州の区域、設置は法律で具体的に定めるのか、都道府県の発意による手続きを経て決定する法制度とするのか。
- ・ 国と道州の役割分担を踏まえ、国の地方支分部局のどのような権限を道州に移管するのか。
- ・ 全国一斉に道州に移行するのか、順次道州に移行することとするか。
- ・ 国と道州との調整システム(道州に対する国の関与、国に対する道

州の意見の反映，税財政制度等）をどうするのか。
などが主な論点とされているところである。

今後，第28次地方制度調査会において，具体的な道州制の仕組みや移行の考え方を検討することとなるため，こうした議論の動向に留意しつつ，更なる検討を行うことが必要であるが，道州制は，地方制度そのものに係わる重大な問題であることから，地方自治体自らもイニシアティブを発揮し，その制度設計に参画することが重要である。

また，行政の立場からだけでなく，県民，住民が道州制の導入について十分なコンセンサスの形成が図れるよう，その理念，目的をはじめ，道州制の姿について示すことが最も重要な課題であることから，道州制の意義や役割あるいは広島県から見た区域のあり方などについて，整理することが必要である。